

伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和5年度前期分） の申請について

伊勢市健康福祉部 介護保険課

1 趣旨

原油価格や物価高騰の影響を受けながらも、サービスの安定的な提供を継続している伊勢市内の介護サービス等事業所を支援するとともに、利用者負担の増加を防ぐため、支援金を交付します。

2 対象事業所、交付に係る要件及び交付金額

区分	サービス種類	交付金額（1事業所あたり）
入所系	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	(1) 電気料金 1,650円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (2) ガス料金 195円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (3) 食材料費 900円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (4) ガソリン代 350円に車両の保有台数を乗じて得た額に月数を乗じて得た額
通所系	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、第1号通所事業	(1) 電気料金 1,000円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (2) ガス料金 135円に定員を乗じて得た額に月数を乗じて得た額 (3) ガソリン代 850円に車両の保有台数を乗じて得た額に月数を乗じて得た額
訪問系	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与・販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援、居宅療養管理指導、第1号訪問事業	(1) 電気料金 12,050円に月数を乗じて得た額 (2) ガス料金 1,550円に月数を乗じて得た額 (3) ガソリン代 350円に車両の保有台数を乗じて得た額に月数を乗じて得た額

- ※ 申請時点でサービスを提供しており、原油価格や物価高騰の影響を受けている事業所が対象です。但し、公立で運営されている事業所については除きます。
 - ※ 申請対象となる車両については、交付申請を行う事業所・施設が、所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両であって、自らガソリン代を負担している車両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両となります。
 - ①利用者の送迎
 - ②介護職員等による利用者の居宅への訪問
 - ③利用者の医療機関への通院等
- 上記条件を満たす車両のうち、複数の事業所・施設において共用している車両については、最も使用時間が長い事業所・施設において申請してください。
- ※ 月数は、令和5年4月から令和5年9月までの事業を行う月数とし、令和5年4月2日以降に事業を開始した事業所については、事業開始日の属する月の翌月（事業開始日が1日の場合は、当月）から令和5年9月までの月数とする。
 - ※ 同一の事業所において一体的に実施している事業については、1事業所とみなし、いずれかの一事業で申請してください。
- 【例】
- 通所介護と（総合事業）第1号通所事業
 - 訪問リハビリテーションと介護予防訪問リハビリテーション
 - 介護保険サービスの「訪問介護」と障害福祉サービスの「居宅介護等」
→介護保険サービスと障がい福祉サービスを一体的に実施している場合は、原則、介護保険サービスとして、介護保険課へ申請してください。

3 申請方法

(1) 提出書類

- ① 伊勢市介護サービス等事業所安定運営支援金（令和5年度前期分）
交付申請書（総括表）（様式第1号）
- ② 事業所別申請額一覧（様式第2号）
- ③ 事業所別個票（様式第3号）
- ④ 誓約書（様式第4号）
- ⑤ 請求書（様式第5号）
- ⑥ その事業所の運営に原油価格や物価高騰の影響を受けていることが分かる書類（領収書等）

- ※ 申請者は、事業所申請（開設）者として登録されている法人となります。複数の事業所を運営している法人については、まとめて申請してください。

（紙で提出の場合）

- ※ 交付申請書及び請求書の「申請額」、「請求額」については訂正が認められません、提出前に金額に誤りがないか確認をお願いします。

- ※ 申請書の申請額以外の箇所を訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正箇所に申請者が署名（申請書の申請者欄に押印がない場合。）をするか、申請書に押印した印と同じ印の押印をお願いします。申請者欄に押印がない場合の訂正印での訂正是認められません。
- ※ 請求書の振込先は申請者（法人）名義の口座を記載してください。事業所名義など、法人以外の名義の口座を使用する場合は、別途委任状を提出してください。
- ※ ⑥の領収書等は、電気料金、ガス料金、食材料費、燃料費のいずれかの経費について、令和5年4月1日から令和5年9月30日までに支払いをした任意の月を「対象月」、原則その前年同月を「比較月」とする2か月分を提出してください。なお、事業開始から1年未満の場合は、事業開始後の任意の1か月分を「比較月」としてください。また、領収金額の内訳（数量、基本料金、単価等）がわかるようにしてください。詳細は「記入例」をご確認ください。

(2) 提出方法

原則、Eメール、郵送（持参も可）

(3) 提出先

(Eメール) kaigo@city.ise.mie.jp

(郵送) 〒516-8601 伊勢市岩渕1丁目7番29号

伊勢市役所 介護保険課 介護認定係 担当 中川

(4) 受付期間

令和5年12月28日（木）まで

※お早目の申請をお願いします。

4 お問い合わせ先

介護保険課 介護認定係 担当 中川

電話番号 0596-21-5647 / ファックス 0596-20-8555

メール kaigo@city.ise.mie.jp

5 その他留意事項

- 本支援金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、交付決定の取り消し、及び返還の場合があります。

申請いただいた事業が申請要件に該当しているか確認するため、現地確認をさせていただく場合があります。